

第 2 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年5月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第51号 令和2年度熊本県一般会計補正予算（第20号）

専第 51 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第20号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第20号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,983,060千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,115,879,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月30日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		313,871,484	8,781,759	305,089,725
	1 国庫補助金	244,738,005	8,781,759	235,956,246
2 諸収入		114,232,706	201,301	114,031,405
	1 雑入	10,789,269	201,301	10,587,968
3 県債		173,485,687		173,485,687
	1 県債	173,485,687		173,485,687
歳入合計		1,124,862,185	8,983,060	1,115,879,125

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 140,842,190	千円 8,983,060	千円 131,859,130
	1 商 業 費	132,047,981	8,983,060	123,064,921
2 土 木 費		131,635,885		131,635,885
	1 道 橋 路 費 橋 り よ う 費	58,797,067		58,797,067
歳 出 合 計		1,124,862,185	8,983,060	1,115,879,125

第 2 表 繰越明許費補正

変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 商 工 費		千円 <b>2,326,056</b>	千円 <b>6,715,826</b>
	1 商 業 費	2,326,056	6,715,826
合	計	<b>2,326,056</b>	<b>6,715,826</b>

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
歳入欠かん債	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">163,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう 国庫補助事業費	千円  11,886,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円  11,723,000			(補 正 前 に 同 じ)